

## 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師制度に関する規程

### (目的)

第1条 神戸薬科大学（以下「本学」という）は、神戸薬科大学エクステンションセンター（以下「センター」という）規程第3条に定めるところにより、神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師制度（以下「本制度」という）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (研修の種類)

第2条 本制度は、公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という）が定める、薬剤師生涯研修認定制度における特定領域研修認定制度の一環として行う。

### (健康食品領域研修項目)

第3条 センターが健康食品領域研修事業として実施する健康食品領域研修項目は、別表のとおりとする。

### (健康食品領域研修単位認定対象研修)

第4条 センターが、単位認定対象とする健康食品領域研修は、次のとおりとする。

(1) 健康食品講座

ア 健康食品講座A：健康食品領域に関連する法、制度研修（別表 大項目Ⅰ）

イ 健康食品講座B：健康食品領域に関する専門領域研修（別表 大項目Ⅱ・Ⅲ）

(2) 薬剤師健康食品実践塾：健康食品領域に関するワークショップ形式の研修会

(3) 健康食品領域に関する学会発表

(4) 健康食品領域に関する論文発表

(5) 健康食品領域に関する他の認証機関の実施事業及びセンターが認定した機関が行う研修事業並びにセンターが認める学会の学術事業

(6) その他、健康食品領域研修事業委員会（以下「事業委員会」という）で認めた事業

### (健康食品領域研修単位の基準)

第5条 単位の基準は、次のとおりとする。

- |                                     |      |     |
|-------------------------------------|------|-----|
| (1) 健康食品講座など健康食品領域に関する講演会等          | 90分  | 1単位 |
| (2) 薬剤師健康食品実践塾など健康食品領域に関する実習、実践・実技等 | 120分 | 1単位 |
| (3) 健康食品領域に関する在宅研修システム（e-learning）  |      |     |
| 小テスト又はレポート                          | 90分  | 1単位 |
| ただし、1期（新規：4年以内、更新：3年）に3単位までを認定する。   |      |     |
| (4) 健康食品領域に関する学会発表                  |      |     |
| ・発表者                                |      | 2単位 |
| ・共同発表者                              |      | 1単位 |
| (5) 健康食品領域に関する論文発表                  |      |     |
| ・主著者                                |      | 5単位 |

・共著者

2単位

ただし、学会発表と論文発表については、合計で1期（新規：4年以内、更新：3年）10単位までを認定する。

(6) その他、事業委員会で認めた事業については、事業委員会で単位数を決定する。

(神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳)

第6条 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳（以下「健康食品領域研修履修手帳」という）は、センターで実施する「健康食品講座」において配布する。

2 健康食品領域研修履修手帳には、必要事項を記載すると共に、受講証明のための研修単位シールを貼付し、第3条別表に示す研修項目に該当する大項目を記入する。

(健康食品領域研修単位修得)

第7条 単位修得は、第5条各号において示した単位の研修単位シールを貼付した健康食品領域研修履修手帳により確認する。

第8条 集合研修等で研修主催団体又は他の認証機関から研修単位シールのある場合は、次の書類をそろえて、センターに申請する。

事業委員会は、書類確認の上、研修単位を健康食品領域の研修単位として認定する。なお、研修単位シールの単位基準は、第5条のとおりとする。

- (1) 健康食品領域研修受講単位確認申請書（様式第1号）
- (2) 受講証又は参加証の写し
- (3) 健康食品領域に関する記載のあるプログラム等の写し
- (4) 返信用封筒（定形普通郵便料金分の切手を貼付したもの）

第9条 集合研修等で研修主催団体又は他認証機関から研修単位シールの交付がない場合は、次の書類をそろえて、センターに申請する。

事業委員会は、書類確認の上、健康食品領域の研修単位シールを交付する。なお、研修単位シールの単位基準は、第5条のとおりとする。

- (1) 健康食品領域研修受講単位交付申請書（研修会参加）（様式第2号）
- (2) 受講証又は参加証の写し
- (3) 健康食品領域に関する記載のあるプログラム等の写し
- (4) 研修成果を記載したレポートを別紙で提出（A4用紙縦型で1,000字程度）
- (5) 返信用封筒（定形普通郵便料金分の切手を貼付したもの）

第10条 学会発表については、次の書類をそろえて、センターに申請する。事業委員会は、書類確認の上、研修単位シールを交付する。

- (1) 健康食品領域研修受講単位交付申請書（学会発表・論文発表）（様式第3号）
- (2) 健康食品領域に関する発表内容の要旨
- (3) 参加した学会のプログラム（発表した演題名や日程などを記載した資料）等の写し

(4) 返信用封筒(定形普通郵便料金分の切手を貼付したもの)

第11条 論文発表については、次の書類をそろえて、センターに申請する。事業委員会は、書類確認の上、研修単位シールを交付する。

- (1) 健康食品領域研修受講単位交付申請書(学会発表・論文発表)(様式第3号)
- (2) 健康食品領域に関する論文の写し
- (3) 返信用封筒(定形普通郵便料金分の切手を貼付したもの)

(健康食品領域研修認定薬剤師としての認定基準)

第12条 日本国の薬剤師免許を有する者が、神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師としての認定基準(以下「認定基準」という)により、本学又は他の認証機関において、健康食品領域に関する研修単位として40単位以上(この内、本学が実施する健康食品講座で30単位以上)を修得し、論文試験に合格した者を、神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師(以下「健康食品領域研修認定薬剤師」という)として認定する。新規申請時には、第3条別表に記載した研修項目から大項目ⅠとⅢから各3単位以上、大項目Ⅱから27単位以上を、4年間以内で修得し、他機関が実施する健康食品領域に関する講座の単位とあわせて合計40単位以上を必要とする。また、「薬剤師健康食品実践塾」受講単位が1単位以上含まれている必要がある。さらに、毎年5単位以上修得していることが必要である。

2 論文試験受験資格は、認証機構により認証されたプロバイダーより認定された「研修認定薬剤師」である薬剤師で、センターの指定する3単位の「健康食品講座A」の法制度研修を受講し、最初に「健康食品講座」の単位を取得した年度より起算して4年以内に健康食品に関する研修単位を計40単位以上修得した者が対象となる。論文受験希望者は、認定証申請料10,000円を納入し、次の書類をそろえて、毎年1月末までにセンターに郵送する。

- (1) 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師論文試験受験申込書(様式第4号)
- (2) 受験料振込時に発行されるご利用明細書の写し〔(1)の更新申請書に貼付(必要事項を記入する)〕
- (3) 健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳
- (4) 公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構により認証された他プロバイダーの生涯研修認定制度(G)の認定薬剤師証(写し)あるいは、特定領域認定制度(P)の認定薬剤師証(写し)

3 論文試験の様式は、次のとおりとし、2月末を提出締切とする。

- (1) 出題課題に対して、論文様式(約3,000字)で記述
- (2) A4用紙縦型(横書、30文字×40行)を使用
- (3) 原則としてパソコンを使用し、フォントサイズ11~12ポイントで記入(図・表の使用は可)、プリントアウトしてセンターに郵送する。
- (4) 発表会(3月上旬)の開催

提出された論文に基づく健康食品領域研修認定のための発表を公開で行う。

4 提出された論文と、それに基づく発表会での発表内容と質疑に対する応答について、神戸薬科大学健康食品領域研修認定試験委員会において審査し、論文試験の可否を判定する。試験合格者には、センターより「合格通知書」を3月末までに送付する。

- 5 試験合格者は、合格通知書に同封する神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証交付申請書(様式第5号)に必要事項を記入し、「合格通知書」の写しを添えて、センターに郵送する。事業委員会は、書類確認後、審議の上、神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証(以下「認定証」という)を交付する。

(健康食品領域研修認定薬剤師としての更新基準)

第13条 健康食品領域研修認定薬剤師は、毎年5単位以上修得し、「薬剤師健康食品実践塾」1単位以上を含む3年間で30単位以上(この内、本学が実施する健康食品講座で20単位以上)を満たした場合は、更新までの3年間で経験した健康食品に関する事例についての論文を、更新申請時に提出する。論文試験に合格した者については、認定証を更新することができる。

- 2 更新希望者は、認定証申請料10,000円を納入し、次の書類をそろえて更新年の2月末までにセンターに郵送する。

- (1) 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証更新申請書(様式第6号)
- (2) 認定証申請料振込時に発行されるご利用明細書の写し〔(1)の更新申請書に貼付(必要事項を記入する)〕
- (3) 健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳
- (4) 認定証の写し若しくは神戸薬科大学健康食品指導薬剤師証の写し
- (5) 公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構により認証されたプロバイダーの生涯研修認定制度(G)の認定薬剤師証(写し)あるいは、特定領域認定制度(P)の認定薬剤師証(写し)
- (6) 論文
  - (ア) 更新申請までの3年間での活動において経験した健康食品に関する事例について、論文様式(3,000字程度を目安)で記述
  - (イ) A4用紙縦型(横書、30文字×40行)を使用
  - (ウ) 原則としてパソコンを使用し、フォントサイズ11~12ポイントで記入(図・表の使用は可)、プリントアウトしてセンターに郵送する。

- 3 第1項の年限内に出産・育児、病気等、やむを得ない事由により受講できなかったと事業委員会が認めた場合は、その期間分を延長することができる。

(審査及び認定証交付)

第14条 健康食品領域研修認定試験委員会において、第12条若しくは第13条の申請があった場合には、第12条に定める認定基準若しくは第13条に定める更新基準に基づいて、申請内容が各基準に適合しているかの書類審査及び提出された論文に基づく健康食品領域研修薬剤師認定のための発表会を3月上旬に公開で開催し、発表内容と質疑に対する応答について健康食品領域研修認定試験委員会において審査することで、論文試験の合否を判定する。

- 2 健康食品領域研修認定試験委員会における審議結果については、速やかに事業委員会に報告するものとする。
- 3 新規及び更新の審査は、それぞれ年1回行う。
- 4 認定証の交付は、事業委員会において、構成員の3分の2以上の承認を必要とする。

(認定証の有効期間)

第15条 認定証の有効期間は、3年とする。

(認定証の再交付)

第16条 認定証を紛失又は汚損した場合は、改めて申請を行い、再交付を受けることができる。  
神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証再交付申請書(様式第7号)と共に再交付料3,000円を納入し、センターに申請しなければならない。

(認定の取消)

第17条 健康食品領域研修認定薬剤師として認定された後、次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき
- (2) 不正な方法で生涯研修認定薬剤師認定証若しくは認定証の交付を受けたとき
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められたとき

(個人情報の管理)

第18条 本学は、「学校法人神戸薬科大学個人情報保護のための規程」中の取扱い条項に基づき、個人情報保護委員会の指導のもとに、健康食品領域研修認定薬剤師の個人情報の取扱いと管理には細心の注意を払うものとする。

(規程の改正)

第19条 本規程の改正は、事業委員会及び神戸薬科大学エクステンション事業統括委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、平成29年12月15日から施行する。
- 2 本学が認定を実施している「健康食品指導薬剤師認定制度」については、移行期間を設け2019(平成31)年度までの3年間は継続して行うが、2020(平成32)年度からは本制度に統合する。既に「健康食品指導薬剤師」として認定されている薬剤師に対しては、2017(平成29)年度までに取得した健康食品領域に関する単位の研修項目については、別表に示す大項目Ⅱに読み替え、大項目Ⅰについては、3単位以上の受講を義務付ける。また大項目Ⅲについては、新たに3単位以上受講することとし、これらの受講単位要件を満たし、論文試験に合格した場合は、「健康食品領域研修認定薬剤師」として更新可能とする。

第3条 別表 健康食品領域研修項目

大項目	中項目	学習の到達目標
Ⅰ 健康食品と薬剤師	法・制度	保健機能食品制度を理解し、関連法規を順守できる薬剤師となる。
	保健機能食品分類	「特定保健用食品」、「栄養機能食品」、「機能性表示食品」の相違を理解する。
Ⅱ 健康食品と食生活・健康管理	(1) 保健機能食品の機能	様々な保健機能食品に関する発表内容を批判的に吟味し、保健機能食品の機能を理解する。
	(2) 健康食品による健康の維持、疾病の予防、体調リズムの調節、老化制御	様々な保健機能食品の体調調節機能による健康の維持機能、疾病予防機能、体調リズム調節機能、老化制御機能を理解する。
	(3) 食生活と健康における健康食品	疾病と食生活の関連を理解し、食生活指導における健康食品の位置づけを把握する。
Ⅲ 健康食品購入・利用時の助言・指導	薬剤師としての健康食品購入希望者への助言・指導	薬剤師として、薬物治療との関係での健康食品の位置づけ等を理解することで、健康食品購入希望者の購入希望動機を把握して、食生活・栄養状態との関連や医薬品との相互作用などについて適切な助言・指導方法を修得し、実践できるようになる。

- 新規申請時には、大項目Ⅰから3単位以上、大項目Ⅱから27単位以上、大項目Ⅲから3単位以上を4年以内で修得し、他機関が実施する健康食品領域に関する研修会の受講単位も10単位まで使用可能で合計40単位以上が必要である。この新規申請時の受講単位に、「薬剤師健康食品実践塾」1単位以上を含んでいることが必要である。
- 更新申請時には、大項目ⅠとⅢから各3単位以上、大項目Ⅱについては、他機関が実施する健康食品領域に関する研修会の受講単位も10単位まで使用可能で、3年間で合計30単位以上が必要である。この更新申請時の受講単位に、「薬剤師健康食品実践塾」1単位以上を含んでいることが必要である。
- 新規・更新申請を行うためには、毎年5単位以上修得しなければならない。